

# エコリーフ環境ラベルプログラム

## アドバイザーリーボード設置・運営規程

文書管理番号：JR-02-02

### 一般社団法人サステナブル経営推進機構

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
02	2019年10月1日	-	運営者およびプログラム名変更。
01	平成29年4月28日	-	制定。エコリーフプログラムとCFPプログラムの統合により、新規作成。

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「機構」という。）が運営管理する「エコリーフ環境ラベルプログラム」（以下「本プログラム」という。）の公正な運営を確保し、かつ健全な発展に必要な諸事項に対して産学官民の各利害関係者の立場から助言を得ることを目的として、機構にアドバイザリーボードを設置する。

## (構成)

第2条 アドバイザリーボードは、地球環境問題に関する見識を有し、かつ循環型経済社会システム、低炭素社会システムの構築に関する知見を有する学識者、産業人、消費者、行政機関等、20名程度で構成する。

## (委員の委嘱)

第3条 アドバイザリーボード委員は、機構の担当理事の推薦に基づき、機構の会長が本人の承諾の下に委嘱する。

## (正副委員長)

第4条 アドバイザリーボードは、委員のうちから委員長1名および副委員長若干名を選出する。

- ② 委員長は、アドバイザリーボードを代表し、その運営を統括する。
- ③ 副委員長は、委員長を補佐してアドバイザリーボードの運営を行う。委員長が不在のときは、委員長の指名によりその職務を代行する。

## (顧問)

第5条 機構は、必要に応じてアドバイザリーボードの委員の中から、本人の承諾の下に顧問を指名することが出来る。

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- ② 補充または増員により就任した委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

## (諮問事項)

第7条 アドバイザリーボードは、本プログラムに係わる以下の諮問事項に関する助言を行う。

1. 運営に関する方針
2. 事業計画
3. 本プログラムの運用に関する基本文書の制定、改定、廃止
4. 本プログラムの運用に関する技術的要請事項

5. その他、本プログラムの運営に関連する事項

(招集等)

第8条 機構は、議題に基づき各委員を招集しアドバイザリーボードを開催する。

② アドバイザリーボードは、年1回以上開催する。

(専門ワーキンググループ)

第9条 アドバイザリーボードは、必要に応じて、技術ワーキンググループ等の専門ワーキンググループを置くことができる。

(遵守事項)

第10条 委員は別に定める「倫理・機密事項取扱規程」を遵守するものとする。

② 機構の会長は、「倫理・機密事項取扱規程」に照らし、委員が委員たるにふさわしくない行為があると認められたときは解嘱することができる。

(秘密の保持)

第11条 委員は、アドバイザリーボードにおける意見、配付資料等で知り得た秘密を要する情報については、第三者に漏洩してはならない。

(庶務)

第12条 アドバイザリーボードの庶務は、機構において処理する。